十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備であって、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　（略）

２　（略）

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　（略）

二　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ～ハ　（略）

ニ　選定事業者が、海洋再生可能エネルギー整備法第二十条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は海洋再生可能エネルギー整備法第二十条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、海洋再生可能エネルギー整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合　認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

ホ・ヘ　（略）

三～五　（略）

２・３　（略）

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備である場合における法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である場合　令和九年四月一日以降に最初に検針等が行われた日

二　前号以外の場合　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日以降に最初に検針等が行われた日

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　（略）

２　（略）

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　（略）

二　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ～ハ　（略）

ニ　選定事業者が、再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された再生可能エネルギー海域利用法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、海洋再生可能エネルギー整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合　認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

ホ・ヘ　（略）

三～五　（略）

２・３　（略）

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備である場合における法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である場合　令和九年四月一日以降に最初に検針等が行われた日

二　前号以外の場合　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日以降に最初に検針等が行われた日